

後期高齢者医療制度の医療費通知

医療費通知の発行について
後期高齢者医療制度に加入している方へ、医療費通知を3月末に発行しました。

医療費通知は、希望者にのみ発行しています。発行の申請は随時受け付けていますので、ご希望の方はご連絡ください。
なお、すでに発行希望の連絡がお済みの方は、再度の連絡は不要です。

通知の内容について

7月から12月までの診療分を記載しています。受診年月、医療機関名などを記載していますが、次のことにご注意ください。

- 記載している医療費は、総額となっています。窓口の自己負担分ではありません。
- 診療内容の審査などの都合上、一部の受診記録を記載していない場合があります。

問合せ 住民課戸籍保険グループ
北海道後期高齢者医療広域連合

☎76・2130
☎011・290・5601

国民健康保険 被保険者証の更新

国民健康保険加入者に交付している被保険者証は、4月30日(木)の有効期限が満了となります。

新しい被保険者証を4月中旬に郵送(簡易書留)しますので、5月1日(金)からお使いください。
なお、現在お持ちの被保険者証は、有効期限を過ぎたら破棄してください。

国民健康保険の手続きを忘れていませんか?

国民健康保険に加入またはやめるときなどは、14日以内に届け出が必要になります。(届け出の際に必要なものは下表をご覧ください。)

届け出が遅れると、保険証がないため、医療機関での支払いを全額自己負担しなければならなくなったり、国保と他の健康保険の保険料が二重払いになってしまうことがあります。

問合せ 住民課戸籍保険グループ
☎76・2130

平成27年度は固定資産税の評価替えです

固定資産税とは?

固定資産税とは、毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産(これらをまとめて**固定資産**といいます。)の所有者が、市町村に固定資産の価値に応じて納める税金です。新十津川町の税収入の約45%を固定資産税が占めていて、町の重要な財源となっています。

評価替えとは?

評価替えは、地方税法の規定により、土地と家屋の固定資産の評価額を3年ごとに見直すことです。平成27年度は評価替えにあたります。

固定資産の評価は、総務大臣が定めた基準(固定資産評価基準)に基づいて評価を行い、町長がその価格(評価額)を決定し、課税標準額とします。なお、土地については評価額から住宅用地に対する特例などの調整措置を講じたうえで課税標準額を決定します。

税額Ⅱ課税標準額×税率(1.4%)

価格は?

今回の評価替えで、ほとんどの地価は引き続き下落し、平成24年度の評価替えと比べて宅地の価格は平均で約12%下落しました。家屋については、前回の評価替えから建築資材価格の高騰などにより、再建築価格は平均5~6%の上昇となりました。

土地の税負担は?

今回の評価替えで価格は下落したものの、一部の土地で価格より課税標準額が低い状態にあります。価格に占める課税標準額の割合にもばらつきがあります。

税負担を公平にするため、平成6年の評価替えから、前年度の課税標準額が当該年度の価格のどの水準にあるかに応じて、水準の高い土地はその税負担を抑制し、水準の低い土地は引き上げる調整措置を講じています。

このため、本来あるべき税額より低く抑えられている土地は、税額を毎年少しずつ上昇させて、本来あるべき税額に近づけている途中という

家屋の税負担は?

既存の家屋の評価額は、3年に1度の評価替えの年度に、評価基準によって計算した再建築価格を基準に評価します。また、それ以外の年度は据え置きとなります。

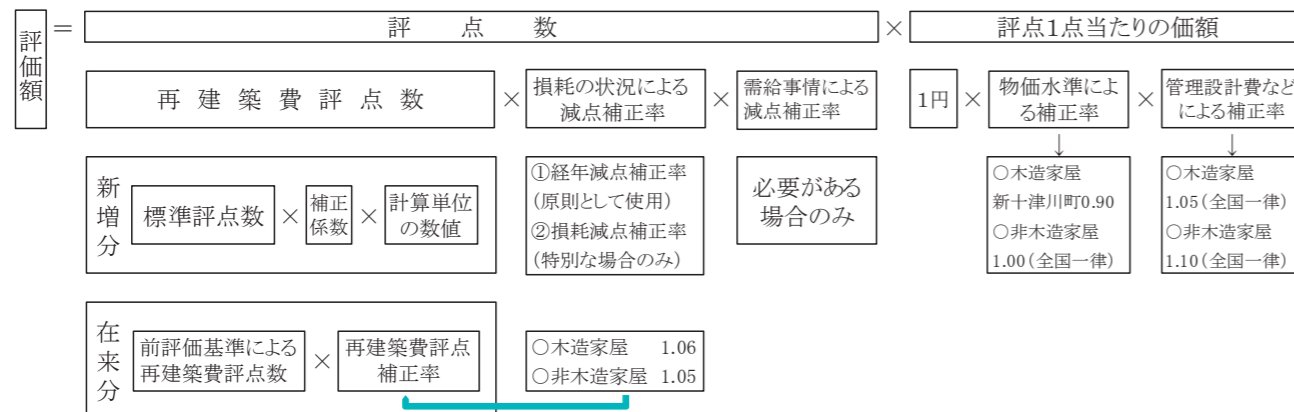
今回、再建築費評価点補正率が資材物価の変動などにより、木造家屋は1.06、非木造家屋は1.05とされました。

標準的な既存家屋では、経過年数に応じた減点補正率などの計算により、評価額は若干引き下げとなりますが、家屋はある経過年数を過ぎると減価が止まるため、建築から経過年数が長い家屋や、今回の評価替えにより計算した評価額が前年を上回る家屋は、前回評価額と変わらないこともあります。

担当 住民課町税グループ
☎76・2130

こんなとき		届出に必要なもの
国保に入るとき	他の市区町村から転入してきたとき	印鑑
	職場の健康保険をやめたとき、または被扶養者でなくなったとき	職場の健康保険資格を喪失したことが分かる証明書、印鑑
	子どもが生まれたとき	印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書、印鑑
国保をやめるとき	他の市区町村へ転出するとき	国保の保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき、または被扶養者になったとき	国保の保険証、職場の保険証または健康保険に加入した証明書、印鑑
	死亡したとき	国保の保険証、印鑑
	生活保護を受け始めたとき	国保の保険証、生活保護開始決定通知書、印鑑
その他	町内で住所が変わったとき	国保の保険証、印鑑
	世帯主が変わったとき	国保の保険証、印鑑
	氏名が変わったとき	国保の保険証、印鑑
	世帯が分かれたり、他の世帯と一緒にしたりしたとき	国保の保険証、印鑑
	修学のために他の市区町村へ転出するとき	国保の保険証、在学証明書または学生証、印鑑
	保険証をなくしたり、汚損したとき	身分を証明するもの、汚損した国保の保険証、印鑑

▽家屋評価の方法



子どもの読書活動 推進計画(第2期) ～みんなでワクワク、楽しい読書～

子どもの健やかな成長を育むために、読書は欠かすことのできないものです。本計画は、本町の子どもの読書の読書活動をより推進していくために、第1期計画の成果と課題を踏まえ、計画の改訂を行ったものです。

味わわせるために、発達段階に応じた読書に親しむ機会の提供と充実に努めます。

②子どもの読書環境の充実

小学生や中学生が読書習慣を形成していくために、乳幼児期からの読書環境を整備するとともに、環境づくりの支援に努めます。

計画の目標

子どもたちの自主的な読書活動の促進および読書習慣の形成を目指し、いつでもどこでも自由に楽しい読書ができるよう、家庭・地域、幼稚園・

新十津川町全体で読書活動が活性化されるように、子どもの読書活動の意義や重要性について積極的な普及や啓発に努めます。

③子どもの読書活動の普及・啓発

保育園、学校、図書館それぞれの役割を明確にするとともに、これらが連携・協力して、積極的に読書活動の推進と読書環境の整備に努めます。

計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の基本方針

①子どもの読書活動の促進

子どもに読書の喜びや楽しさを



計画の推進主体	計画推進のための取り組み
家庭・地域	親子で楽しむ読書活動の習慣化
幼稚園・保育園	本との出会いや読書の楽しさに触れる機会の充実
	保護者への情報提供と啓発活動
小学校・中学校	学校図書室の読書環境の整備・充実
	読書習慣の確立と読書指導の充実
図書館	図書館における読書環境の整備・充実
	読書活動推進事業の充実
	住民への情報発信



△ボランティアの読み聞かせ



△お気に入りの1冊



△絵本との出会い